

西南学院大学大学院学則

1971(昭和46)年4月1日
制 定

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、学校法人西南学院寄附行為第2条第1号及び西南学院大学学則第2条の2第2項により、西南学院大学大学院(以下「大学院」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、前項の目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。

(1) 法学研究科

法学研究科博士課程(前期及び後期)は、法学、政治学の広範な領域に亘る通時的、共時的視野に立つ教育研究を通して、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者を養成するとともに、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成する。

(2) 経営学研究科

経営学研究科博士課程(前期及び後期)は、グローバルな視野と高度な専門性に裏付けられた独創的な知見と倫理観を備えた研究者や高度専門職業人の育成を目的とする。そのために、経営学・経営情報学・商学・会計学の各学問領域において、経営学研究科の伝統と特色を生かしつつ、現代社会の要請に応えた専門知識を教授することを通して、時代を先導するリーダーとして大学・研究機関及び産業界の発展に寄与する人材を養成する。

(3) 外国語学研究科

外国語学研究科修士課程は、英語・フランス語・外国語としての日本語の卓越した運用能力の養成を共通の基盤として、国内外の対人・組織・異文化・教育・ビジネス・メディアなどにおける人間関係の諸問題に関心を持ち解決を試みるコミュニケーション学、言語の統語・意味・音声など理論的構造を理解し、さらにその応用として

外国語教育のあり方を考察する言語科学、あるいは英語圏・フランス語圏の文学・芸術作品の理論的側面・社会的背景・作品の読解法などを教授する文学文化のそれぞれの領域において、専門知識を極めつつ、かつ学際性を備え、世界の多様性を尊重して諸問題の解決に取り組み、国際社会において活躍・貢献できる優れた研究者及び専門的職業人などの人材を養成する。

(4) 文学研究科

文学研究科博士課程(後期)は、英語、フランス語を中心とする言語並びに英語圏、フランス語圏の文化、社会及び表象に関わる教育と研究を推進し、深い人間性の理解を持ち、国際的視野を備えた研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

ア 文学研究科英文学専攻

文学研究科英文学専攻博士課程(後期)は、英語を中心とする言語、文化及び表象に関わる学術の理論及び応用の基礎的及び先駆的な教授・研究の推進を通して、高度の専門的知識・能力を身につけ国際社会に貢献できる優れた研究者及び専門的職業人、などの人材を養成する。

イ 文学研究科フランス文学専攻

文学研究科フランス文学専攻博士課程(後期)は、フランス語の深い知識及びテキスト読解を基礎として、フランス語圏の社会・文化的諸事象に関する専門的知識を涵養し、深い人間性の理解及び国際的視野を備えた優れた教育・研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

(5) 経済学研究科

経済学研究科博士課程(前期及び後期)は、国際社会のグローバル化に伴い国内社会の将来像が急速に不確実化する中、様々な職業分野で経済に関する高度な専門的知識に基づく意思決定が求められる時代的要請に応えるため、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材を養成する。

(6) 神学研究科

神学研究科博士課程(前期及び後期)は、聖書及びキリスト教思想・哲学を中心とする文献の研究を通じて、広い教養、高い倫理性及び総合的な判断力を身につけ、現代における人間の心、宗教及び社会の諸問題に柔軟に対応する優れた研究者並びに社会において中核的な役割を担いうる人を養成する。

(7) 人間科学研究科

人間科学研究科博士課程(前期及び後期)及び修士課程は、人間に関わる諸問題に取り組むことができる高度で専門的な知識、能力及び技術を身に付け、教育・保育、福祉、心理、医療および関連分野において、総合的判断力を擁する高度専門職業人、幅広い視野を有し人間関係を調整及び支援できる優れた専門家、先進的な課題に取り組む研究者、などの人材を養成する。

ア 人間科学研究科人間科学専攻

人間科学研究科人間科学専攻博士課程(前期及び後期)は、現代社会の人間に関わる諸課題に取り組むことのできる高度な専門的知識及び研究能力を教授し、教育、社会福祉等の分野で、総合的判断力を要する高度専門職業人、先進的かつ総合的な課題に取り組む研究者、などの人材を養成する。

イ 人間科学研究科臨床心理学専攻

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程は、複雑な現代社会において、臨床心理学の立場から、教育、福祉、医療などの分野において、幅広い人間理解ができる視野を有し、かつ人間関係調整力をもって柔軟に支援ができる優れた専門家を養成する。

(8) 国際文化研究科

国際文化研究科博士課程(前期及び後期)は、人類がこれまで創造してきた伝統的な文化を地域文化及び比較文化の視点からとらえ、地域及び文化に関する高度な専門的知識と国際的視野を有して、国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

(大学院の内容)

第3条 大学院に、博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期及び後期に区分し、前期は博士前期課程、後期は博士後期課程と称する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 第2項の博士前期課程及び外国語学専攻修士課程は、昼夜開講とする。

第4条 博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な、また高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立った精深な学識を涵養し、研究能力またこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(大学院の組織)

第6条 大学院に、次の研究科を置く。

法学研究科

経営学研究科

外国語学研究科

文学研究科

経済学研究科

神学研究科

人間科学研究科

国際文化研究科

(専攻)

第7条 各研究科の博士課程及び修士課程には、それぞれ次の専攻を置く。

法学研究科	博士課程	法律学専攻
経営学研究科	博士課程	経営学専攻
外国語学研究科	修士課程	外国語学専攻
文学研究科	博士課程	英文学専攻 フランス文学専攻
経済学研究科	博士課程	経済学専攻
神学研究科	博士課程	神学専攻
人間科学研究科	博士課程	人間科学専攻
	修士課程	臨床心理学専攻
国際文化研究科	博士課程	国際文化専攻

(収容定員)

第8条 研究科の学生収容定員は、次のとおりとする。

科名	課程	博士前期課程		博士後期課程		合計 収容定員
	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科		5	10	2	6	16
経営学研究科		5	10	2	6	16
文学研究科 英文学専攻				2	6	6
文学研究科 フランス文学専攻				2	6	6
経済学研究科		4	8	2	6	14
神学研究科		4	8	2	6	14
人間科学研究科 人間科学専攻		6	12	2	6	18
国際文化研究科		8	16	2	6	22

科名	課程	修士課程	
	定員	入学定員	収容定員
外国語学研究科 外国語学専攻		8	16
人間科学研究科 臨床心理学専攻		8	16

(修業年限)

第9条 修士課程の修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程の前期は2年、後期は3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院委員会は、博士前期課程及び外国語学専攻修士課程の学生が入学時において職業等を有していること、介護、育児及び出産等の諸事情を有していること等により、前2項の博士前期課程又は修士課程の修業年限を超えて教育課程を履修し修了することを願い出たときは、3年の長期履修を認めることができる(以下本項によって長期履修を認められた学生を「長期履修学生」という。)

4 大学院研究科規則第3条の2の規定により、研究科委員会の議を経て、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(大学院の入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、かつ、当該単位の修得により本大学院の博士前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合において、博士前期課程又は修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(最長在学年限)

第10条 大学院における同一研究科の在学年限は、博士前期課程(長期履修学生を含む。)及び修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年、学期、休業日及び休暇)

第11条 大学院の学年、学期、休業日及び休暇については、西南学院大学学則第11条、第12条、第13条及び第14条を準用する。

第2章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第12条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1の定めるところによる。

2 前項別表第1に掲げるもののほか、研究科委員会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 前項の授業の方法により修得できる単位数は、8単位を超えないものとする。

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位修得の認定)

第14条 単位修得の認定の方法は、研究科規則で定める。

(履修方法)

第15条 博士前期課程及び外国語学専攻修士課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。ただし、他研究科・専攻の授業科目又は大学院共通科目から演習担当教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て履修し、8単位以内に限り修了要件単位として30単位のうちに含めることができる。

2 他大学大学院との間で締結した学外単位互換制度により修得した単位については、前項に規定する8単位以内に含めることができる。

3 臨床心理学専攻修士課程の学生は、その在学期間中に、同専攻において定められた授業科目を48単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

4 博士後期課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻又は専修部門において、必要な研究指導を受け、研究指導の単位12単位及び博士後期課程の講義科目2単位以上を修得しなければならない。

5 授業科目の履修に関し、必要な事項は研究科規則及び履修指導要領で定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第16条 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
外国語学研究科	外国語学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	フランス語

経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
神学研究科	神学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	宗教
人間科学研究科	人間科学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
		高等学校教諭専修免許状	福祉
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
			公民

第3章 学位の授与

(学位)

第17条 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

修士(法学)

修士(経営学)

修士(外国語学)

修士(経済学)

修士(神学)

修士(人間科学)

修士(臨床心理学)

修士(国際文化)

博士(法学)

博士(経営学)

博士(文学)

博士(経済学)

博士(神学)

博士(人間科学)

博士(国際文化)

(学位授与の基準)

第18条 大学院の課程により、修士又は博士の学位を与えられるものは、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

博士前期課程又は修士課程に2年以上在学して第15条第1項又は同条第3項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を在学期間中に提出

して、その審査並びに最終試験に合格した者。ただし、博士前期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 博士の学位

博士課程に5年(博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して第15条第1項に定める単位を修得し、かつ、同条第4項に定める研究指導を受け、又は研究指導の単位を修得したうえ、博士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者。ただし、在学期間に関しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

第19条 学位及びその授与について、必要な事項は西南学院大学学位規則で定める。

第4章 入学、休学及び退学

(博士前期課程又は修士課程の入学資格)

第20条 博士前期課程又は修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第83条に定める大学の卒業生
- (2) 外国において学校教育16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績を持って修得したと研究科委員会が認めた者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科委員会が認めた者

(博士後期課程の入学資格)

第21条 博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者

他の大学院の修士の学位を有する者については、その大学院の博士前期課程又は修士課程で修得した授業科目及び単位を、研究科委員会が認定する。

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願)

第23条 入学を志願する者は、次の所定の書類に入学検定料と写真を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

博士前期課程又は修士課程

博士後期課程

(1) 入学志願書

(1) 入学志願書

(2) 大学調査書

(2) 大学調査書

(3) 大学卒業証明書

(3) 大学院博士前期課程又は修士課程修了証明書

(4) 健康診断書

(4) 健康診断書

2 入学検定料は、博士前期課程、博士後期課程及び修士課程いずれの場合も32,000円とし、納付があった後は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(入学の許可)

第24条 入学志願者にたいしては、考査のうえ入学を許可する。考査の方法は研究科において定める。

(入学の手続)

第25条 入学を許可された者がとるべき手続については、西南学院大学学則第34条、第35条及び第36条を準用する。

(休学及び復学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続いて2か月以上修学することができないときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けて、その学年又は学期中休学することができる。

2 疾病のため休学する場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。

3 母国の兵役又は代替服務のため休学する場合には、その事実を証明する書類又はその写しを、第1項の願書に添えなければならない。

4 休学中の学生が復学を願い出たときは、審議の上、これを許可することができる。この場合において、疾病による休学の場合は、主治医及び学医の診断書を添付しなければならない。

らない。

5 休学期間は、博士前期課程及び修士課程においては2年、また博士後期課程においては3年を超えることはできない。なお、休学期間がこの期間を超える者は、除籍する。

6 前項の規定にかかわらず、母国の兵役又は代替服務による休学期間はこれに算入しない。

(退学)

第27条 退学については、西南学院大学学則第38条を準用する。

(再入学)

第28条 前条によって退学を許可された者が再入学を願い出たときは、研究科委員会で審議のうえ、許可することがある。

(転専攻)

第28条の2 学生が転専攻を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

(科目等履修生)

第29条 大学院は、研究科委員会の資格審査に合格した者に、科目等履修生として在籍し、授業科目を履修することを許可することがある。

第30条 科目等履修生になることができるのは、大学院の入学資格をもつ者とする。

2 出願者は、履修を希望する授業科目について、あらかじめその担当教員の承諾を得なければならない。

第31条 科目等履修生が、履修した授業科目の試験に合格すれば、成績証明書を発行することができる。

第5章 懲戒

(懲戒)

第32条 大学院学生の懲戒については、西南学院大学学則第67条、第68条及び第69条を準用する。

第6章 入学金及び授業料

(入学金及び授業料)

第33条 入学を許可された者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。

2 入学金(入学年度のみ)は、135,000円とする。ただし、博士前期課程又は修士課程に入学を許可された者のうち、本学出身者の入学金は、全額を免除し、博士後期課程に入学を許可された者のうち、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者の入学金は、全額を免除する。

3 入学金の額は、毎年社会事情によって、増額又は減額することができる。

第34条 大学院の学生は、定められた期日までに別表第2に掲げる授業料及び施設費を納付しなければならない。ただし、長期履修学生は、別表第2の2に掲げる授業料及び施設費を納付しなければならない。

2 授業料の額は、社会事情によって、学年の途中でも増額又は減額することができる。

第34条の2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設費にかわる別表第3に掲げる在籍基本料を納付するものとする。ただし、新入生の前期分については、本項を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、母国の兵役又は代替サービスによる休学が認められた者は、在籍基本料を免除する。

3 第9条に定める修業年限を超えた者が休学した場合の取扱いについては、別に定める。

第34条の3 第9条に定める修業年限を超えた者(長期履修学生を含む。)は、修了に必要な単位数を基準とした不足単位数に応じて、別表第4に掲げる授業料及び別表第2に掲げる施設費を納付するものとする。

2 前項に定める授業料については、上限額を設ける。

第35条 入学金、授業料及び施設費は、いったん納付した後は、返還しない。ただし、指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料及び施設費を返還する。

第36条 指定の期日までに授業料、施設費を納付しない者に対しては、登校を停止し、なお、これを納めない者は除籍する。

2 指定の期日は、次のとおりとする。

前期納入期限 4月30日(ただし、新入生については別に定める。)

後期納入期限 10月31日

第37条 科目等履修生の在籍料は、1学年40,000円(1学期20,000円)、履修料は1単位10,000円とする。

(教員組織)

第38条 博士前期課程及び修士課程における講義及び演習は、大学院担当の教授又は准教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の講師が講義を行うことができる。

2 博士後期課程における研究指導は、大学院担当の教授又は准教授が行う。

第8章 運営組織

(大学院委員会)

第39条 大学院に大学院委員会をおき、委員長は学務部長が、これを兼ねる。

2 大学院委員会は、研究科長及び各研究科において選出された2名の委員をもって組織する。

3 研究科において選出された委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第40条 大学院委員会は、次の事項を処理する。この場合において、第1号、第4号及び第5号の実施には、学長の承認を得ることとする。

- (1) 大学院学則及び規則の改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項
- (3) 学位授与の承認に関する事項
- (4) その他大学院に関する重要な事項
- (5) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項

(研究科委員会)

第41条 研究科に研究科委員会をおき、その研究科に所属する専任の教授及び准教授をもって組織する。

2 研究科に研究科長をおき、研究科長は教授である構成員より当該研究科委員会において選出する。

3 研究科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第42条 研究科委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 大学院担当教員の資格審査に関する事項
- (2) 学位審査に関する事項
- (3) 学科課程に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

(専攻委員会)

第43条 複数の専攻を有する研究科には各専攻にそれぞれ専攻委員会をおき、その専攻に所属する専任の教授及び准教授をもって組織する。

2 専攻には専攻主任をおき、専攻主任は教授である構成員より当該専攻委員会が推薦し、研究科委員会の承認を得るものとする。ただし、研究科長が所属する専攻においては、研究科長が専攻主任を兼ねる。

3 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第44条 専攻委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項の立案
- (2) 学位審査に関する事項の立案
- (3) 学科課程に関する事項の立案
- (4) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項の立案
- (5) その他専攻に関する事項の立案

第9章 学則等の準用

(学則の準用)

第45条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、西南学院大学学則及びその他の西南学院諸規定を準用する。

第10章 点検評価

(点検評価)

第46条 大学院は、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行う。

2 点検評価については、別に定める。

附 則

この学則は、1971(昭和46)年4月1日から施行する。

(昭和47年4月1日改正学則から平成26年4月1日改正学則までの附則は省略する。)

附 則

1 この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2015(平成27)年度入学生から適用する。

- (1) 第2条第2項(2)の目的は、在学生全員に適用する。
- (2) 第15条第3項のただし書きのうち、経営学研究科博士後期課程の講義科目の単位に

については、2014(平成26)年度入学生から適用する。

- (3) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、学位論文研究指導Ⅰ、学位論文研究指導Ⅱ、学位論文研究指導Ⅲ、学位論文研究指導Ⅳ及び学位論文研究指導Ⅴについては、在学学生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、マーケティング論特殊講義、交通論特殊講義及び会計学原理特殊講義については、在学学生全員に適用する。
- (5) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、アメリカ文学特殊研究Ⅸ、アメリカ文学特殊研究Ⅹ、アメリカ文学演習Ⅴ、アメリカ文学演習Ⅵ、アメリカ文学演習Ⅶ及びアメリカ文学演習Ⅷについては、在学学生全員に適用する。
- (6) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス文学演習Ⅴ、フランス文学演習Ⅵ、フランス文学演習Ⅶ及びフランス文学演習Ⅷについては、在学学生全員に適用する。
- (7) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、東アジア文化交流論特殊講義Ⅰ、東アジア文化交流論特殊講義Ⅱ、日本文化論演習Ⅰ、日本文化論演習Ⅱ、東アジア文化交流論演習Ⅰ及び東アジア文化交流論演習Ⅱについては、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2016(平成28)年度入学生から適用する。
 - (1) 第18条第1項第2号は、2011(平成23)年度入学生から適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、経営組織論特殊講義及び国際ビジネス論特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学特殊研究Ⅸ、イギリス文学特殊研究Ⅹ、イギリス文学演習Ⅴ及びイギリス文学演習Ⅵについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、労働経済学A、労働経済学B、財政学A及び財政学Bについては、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2017(平成29)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、サプライチェーン・マネジメント特殊講義及びeビジネス論特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、国際経済政策A及び国際経済政策Bについては、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、認知心理学特論については、在学学生全員に適用する。

附 則

この学則は、2018(平成30)年4月1日から施行し、2018(平成30)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、アメリカ文学演習Ⅴ、アメリカ文学演習Ⅵ、アメリカ文学演習Ⅶ、アメリカ文学演習Ⅷ、アメリカ文学演習Ⅸ、アメリカ文学演習Ⅹ、コミュニケーション学特殊研究Ⅸ及びコミュニケーション学特殊研究Ⅹについては、在学生全員に適用する。

附 則

この学則は、2019(平成31)年4月1日から施行し、2019(平成31)年度入学生から適用する。ただし、次に掲げる授業科目については、在学生全員に適用する。

- (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、経営戦略論特殊講義及び原価計算論特殊講義
- (2) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学特殊研究Ⅺ及びイギリス文学特殊研究Ⅻ
- (3) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、日本経済史A及び日本経済史B
- (4) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、社会心理学特論
- (5) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、古代キリスト教文化論特殊講義Ⅰ、古代キリスト教文化論特殊講義Ⅱ、表象メディア論演習Ⅰ及び表象メディア論演習Ⅱ

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行し、2020年度入学生から適用する。ただし、次に掲げる授業科目については、在学生全員に適用する。

- (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、商法講義1A、商法講義1B、商法講義2A、商法講義2B、刑事法講義3A及び刑事法講義3B
- (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、労務管理論特殊講義及び財務管理論特殊講義
- (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学演習Ⅶ及びイギリス文学演習Ⅷ
- (4) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、証券投資論A及び証券投資論B
- (5) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、産業組織心理学特論及び健康科学福祉特論

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行し、2021年度入学生から適用する。ただし、次に掲げる授業科目については、在学生全員に適用する。

- (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、現代企業論特殊講義

- (2) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、英語学特殊研究Ⅸ、英語学特殊研究Ⅹ、コミュニケーション学演習Ⅴ及びコミュニケーション学演習Ⅵ
- (3) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、ミクロ経済学ⅠA、ミクロ経済学ⅠB、ミクロ経済学ⅡA及びミクロ経済学ⅡB
- (4) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、教育社会学特論

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2022年度入学生から適用する。
 - (1) 第15条第3項、第26条、第28条の2及び第34条の2は、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、証券論特殊講義、産業論特殊講義及び経営分析論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学特殊研究ⅩⅢ、イギリス文学特殊研究ⅩⅣ、イギリス文学演習Ⅸ、イギリス文学演習Ⅹ、イギリス文学演習Ⅺ、イギリス文学演習Ⅻ、英語学特殊研究Ⅺ、英語学特殊研究Ⅻ、英語学特殊研究ⅩⅢ、英語学特殊研究ⅩⅣ、英語学演習Ⅸ、英語学演習Ⅹ、英語学演習Ⅺ、英語学演習Ⅻ、英語学演習ⅩⅢ、英語学演習ⅩⅣ、コミュニケーション学特殊研究Ⅺ及びコミュニケーション学特殊研究Ⅻについては、在学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、社会科教育学特論、音楽科教育学特論、家庭科教育学特論、日本文学特論、地理学特論、物理学特論、化学特論、生物学特論、美術学特論、認知心理学特論Ⅱ及び消費者行動心理学特論については、在学生全員に適用する。
 - (5) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、日本文化史論演習Ⅰ、日本文化史論演習Ⅱ、近現代中国歴史文化論特殊講義Ⅰ、近現代中国歴史文化論特殊講義Ⅱ、イタリア・地中海文化論演習Ⅰ、イタリア・地中海文化論演習Ⅱ、アメリカ社会文化論特殊講義Ⅰ、アメリカ社会文化論特殊講義Ⅱ、近代アメリカ論演習Ⅰ及び近代アメリカ論演習Ⅱについては、在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2022年5月30日から施行し、2022年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2022年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、考古学方法論特殊講義Ⅰ、考古学方法論特殊講義Ⅱ、考古学方法論演習Ⅰ及び考古学方法論演習Ⅱについては、在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2023年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、民事訴訟法講義BI及び民事訴訟法講義BIIについては、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、サプライチェーン・マネジメント論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、保育実践特論、カリキュラム・マネジメント特論、保育内容特論及び福祉組織マネジメント特論については、在学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、ドイツ文化論特殊講義A、ドイツ文化論特殊講義B及びアメリカ社会文化論演習については、在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 2024年3月31日に置かれている文学研究科英文学専攻及びフランス文学専攻の博士前期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の2024年度における博士前期課程の収容定員は、附則別表のとおりとする。
- 3 2024年3月31日に文学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表(附則第2項関係)

科名	課程	博士前期課程
	定員	収容定員 (2024年度)
文学研究科英文学専攻		5
文学研究科フランス文学専攻		3

- 4 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2024年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、商法講義CI及び商法講義CIIについては、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、経営史特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、現代哲学特殊講義A、現代哲学特

殊講義B、ヨーロッパ・地中海文化史特殊講義A、ヨーロッパ・地中海文化史特殊講義B、造形文化論特殊講義A、造形文化論特殊講義B及びドイツ文化論演習については、在学生全員に適用する。

別表第1(大学院学則第12条)

授業科目及び単位数

法学研究科法律学専攻	法社会学講義 I	2
博士前期課程	法社会学講義 II	2
(基礎科目)	国際法講義A I	2
論文作成法 I	国際法講義A II	2
論文作成法 II	国際法講義B I	2
専門外国語 I	国際法講義B II	2
専門外国語 II	国際法講義C I	2
専門外国語 III	国際法講義C II	2
(講義科目)	国際法講義D I	2
憲法講義A I	国際法講義D II	2
憲法講義A II	国際民事法講義 I	2
憲法講義B I	国際民事法講義 II	2
憲法講義B II	国際私法講義 I	2
憲法講義C I	国際私法講義 II	2
憲法講義C II	政治学講義 I	2
行政法講義A I	政治学講義 II	2
行政法講義A II	政治・外交史講義 I	2
行政法講義B I	政治・外交史講義 II	2
行政法講義B II	国際政治学講義 I	2
税法講義 I	国際政治学講義 II	2
税法講義 II	国際協力論講義 I	2
民法講義A I	国際協力論講義 II	2
民法講義A II	(単位互換科目)	
民法講義B I	法学特別講義A	2
民法講義B II	法学特別講義B	2
民法講義C I	法学特別講義C	2
民法講義C II	法学特別講義D	2
民法講義D I	法学特別講義E	2
民法講義D II	(演習)	
商法講義A I	法学演習	4
商法講義A II	法学研究科法律学専攻	
商法講義B I	博士後期課程	
商法講義B II	(部門共通)	
商法講義C I	法学・政治学特別講義	2
商法講義C II	(研究指導)	
民事訴訟法講義A I	法学研究指導	4
民事訴訟法講義A II	経営学研究科経営学専攻	
民事訴訟法講義B I	博士前期課程	
民事訴訟法講義B II	(経営学部門)	
刑事法講義A I	経営史特殊講義	2
刑事法講義A II	マーケティング論特殊講義	2
刑事法講義B I	国際経営論特殊講義	2
刑事法講義B II	経営組織論特殊講義	2
刑事法講義C I	経営戦略論特殊講義	2
刑事法講義C II	労務管理論特殊講義	2
社会法講義 I	現代企業論特殊講義	2
社会法講義 II	経営学特殊講義	2
法哲学講義 I	経営学演習	4
法哲学講義 II	(経営情報学部門)	
法制史講義 I	経営統計学特殊講義	2
法制史講義 II	意思決定論特殊講義	2

知識情報処理論特殊講義 2
 データベース論特殊講義 2
 財務管理論特殊講義 2
 サプライチェーン・マネジメント論特殊講義 2
 eビジネス論特殊講義 2
 経営情報学特殊講義 2
 経営情報学演習 4
 (商学部門)
 流通論特殊講義 2
 国際ビジネス論特殊講義 2
 多国籍企業論特殊講義 2
 金融システム論特殊講義 2
 証券論特殊講義 2
 保険論特殊講義 2
 交通論特殊講義 2
 産業論特殊講義 2
 商学特殊講義 2
 商学演習 4
 (会計学部門)
 会計学原理特殊講義 2
 会計監査論特殊講義 2
 原価会計論特殊講義 2
 原価計算論特殊講義 2
 租税法論特殊講義Ⅰ 2
 租税法論特殊講義Ⅱ 2
 財務諸表論特殊講義 2
 管理会計論特殊講義 2
 経営分析論特殊講義 2
 会計学特殊講義 2
 会計学演習 4
 (各部門共通)
 経営学特殊講義Ⅰ 2
 経営学特殊講義Ⅱ 2
 経営学特殊講義Ⅲ 2
 経営学特殊講義Ⅳ 2
 経営学特殊講義Ⅴ 1
 経営学研究科経営学専攻
 博士後期課程
 (部門共通)
 経営学特別講義 2
 (経営学部門)
 経営学研究指導 4
 (経営情報学部門)
 経営情報学研究指導 4
 (商学部門)
 商学研究指導 4
 (会計学部門)
 会計学研究指導 4
 外国語学研究科外国語学専攻
 修士課程
 (共通科目)
 アカデミックスキルズ 2
 研究方法論A(量的研究) 2
 研究方法論B(質的研究) 2
 研究方法論C(文学文化研究) 2
 多文化共生社会論 2
 言語文化研究 2
 文学と社会 2
 (専門科目)
 (グローバルコミュニケーション学プログラム)
 コミュニケーション理論 2

対人コミュニケーション研究 2
 組織コミュニケーション研究 2
 異文化コミュニケーション研究 2
 メディアコミュニケーション研究 2
 コミュニケーション能力 2
 リーダーシップと集団コミュニケーション 2
 対立と交渉 2
 応用コミュニケーション 2
 レトリック 2
 国際社会と地域 2
 国際社会と平和 2
 国際社会とジェンダー 2
 (言語科学プログラム)
 英語統語論・形態論 2
 英語意味論・語用論 2
 英語音声学・音韻論 2
 英語教育学研究 2
 英語教育学特論 2
 心理言語学 2
 辞書学(英語) 2
 対照言語学特論 2
 フランス語言語学A 2
 フランス語言語学B 2
 フランス語教育工学A 2
 フランス語教育工学B 2
 フランス語音声学・音韻論A 2
 フランス語音声学・音韻論B 2
 フランス語教授法特論A 2
 フランス語教授法特論B 2
 日本語教育学 2
 日本語教育工学 2
 (文学文化プログラム)
 文学理論 2
 イギリス近代文学特論 2
 イギリス文化研究 2
 アメリカ文学特論 2
 アメリカン・レトリック研究 2
 英語圏文学特論 2
 英語圏表象文化特論 2
 英語圏地域研究(ヨーロッパ) 2
 世界文学研究 2
 世界文学特論 2
 フランス語圏文学特論 2
 フランス語圏演劇特論 2
 フランス語圏小説特論A 2
 フランス語圏小説特論B 2
 フランス社会思想史 2
 フランス表象文化特論 2
 (研究指導)
 研究演習Ⅰ 2
 研究演習Ⅱ 2
 特論演習Ⅰ 2
 特論演習Ⅱ 2
 文学研究科英文学専攻
 博士後期課程
 (各専修部門共通)
 文学特別講義 2
 (イギリス文学専修部門)
 イギリス文学研究指導 4
 (アメリカ文学専修部門)
 アメリカ文学研究指導 4

(英語学専修部門)
 英語学研究指導 4
 (コミュニケーション学専修部門)
 コミュニケーション学研究指導 4
 文学研究科フランス文学専攻
 博士後期課程
 (各専修部門共通)
 文学特別講義 2
 (フランス文学専修部門)
 フランス文学研究指導 4
 フランス思想研究指導 4
 (フランス語学専修部門)
 フランス語学研究指導 4
 経済学研究科経済学専攻
 博士前期課程
 ミクロ経済学Ⅰ 2
 ミクロ経済学Ⅱ 2
 マクロ経済学Ⅰ 2
 マクロ経済学Ⅱ 2
 統計学Ⅰ 2
 統計学Ⅱ 2
 経済政策Ⅰ 2
 経済政策Ⅱ 2
 日本経済史Ⅰ 2
 日本経済史Ⅱ 2
 世界経済論Ⅰ 2
 世界経済論Ⅱ 2
 国際経済学Ⅰ 2
 国際経済学Ⅱ 2
 応用ミクロ経済学Ⅰ 2
 応用ミクロ経済学Ⅱ 2
 応用マクロ経済学Ⅰ 2
 応用マクロ経済学Ⅱ 2
 計量経済学Ⅰ 2
 計量経済学Ⅱ 2
 経済思想史Ⅰ 2
 経済思想史Ⅱ 2
 国際経済政策Ⅰ 2
 国際経済政策Ⅱ 2
 西洋経済史Ⅰ 2
 西洋経済史Ⅱ 2
 労働経済学Ⅰ 2
 労働経済学Ⅱ 2
 環境経済学Ⅰ 2
 環境経済学Ⅱ 2
 経済地理学Ⅰ 2
 経済地理学Ⅱ 2
 比較経済制度論Ⅰ 2
 比較経済制度論Ⅱ 2
 中国経済論Ⅰ 2
 中国経済論Ⅱ 2
 アメリカ経済論Ⅰ 2
 アメリカ経済論Ⅱ 2
 東南アジア経済論Ⅰ 2
 東南アジア経済論Ⅱ 2
 資源経済論Ⅰ 2
 資源経済論Ⅱ 2
 国際金融論Ⅰ 2
 国際金融論Ⅱ 2
 社会保障論Ⅰ 2
 社会保障論Ⅱ 2

財政学Ⅰ 2
 財政学Ⅱ 2
 金融論Ⅰ 2
 金融論Ⅱ 2
 証券投資論Ⅰ 2
 証券投資論Ⅱ 2
 産業組織論Ⅰ 2
 産業組織論Ⅱ 2
 国際経済開発論Ⅰ 2
 国際経済開発論Ⅱ 2
 外国語資料分析 2
 経済学演習 4
 経済学研究科経済学専攻
 博士後期課程
 経済学特別講義 2
 経済学研究指導 4
 神学研究科神学専攻
 博士前期課程
 基礎科目
 キリスト教神学特論 2
 神学研究方法論 2
 展開科目
 聖書学特論Ⅰ 2
 聖書学特論Ⅱ 2
 旧約学特論Ⅰ 2
 旧約学特論Ⅱ 2
 新約学特論Ⅰ 2
 新約学特論Ⅱ 2
 歴史神学特論Ⅰ 2
 歴史神学特論Ⅱ 2
 教理史特論Ⅰ 2
 教理史特論Ⅱ 2
 パプテスト史特論Ⅰ 2
 パプテスト史特論Ⅱ 2
 組織神学特論Ⅰ 2
 組織神学特論Ⅱ 2
 教義学特論Ⅰ 2
 教義学特論Ⅱ 2
 実践神学特論Ⅰ 2
 実践神学特論Ⅱ 2
 教会形成特論Ⅰ 2
 教会形成特論Ⅱ 2
 説教学特論 2
 キリスト教教育学特論Ⅰ 2
 キリスト教教育学特論Ⅱ 2
 牧会心理学特論Ⅰ 2
 牧会心理学特論Ⅱ 2
 キリスト教音楽特論Ⅰ 2
 キリスト教音楽特論Ⅱ 2
 キリスト教的共生特論Ⅰ 2
 キリスト教的共生特論Ⅱ 2
 実習科目
 キリスト教神学実習 2
 臨床牧会実習 2
 特殊研究
 神学演習 4
 神学研究科神学専攻
 博士後期課程
 神学特別講義 2
 神学研究指導 4
 人間科学研究科人間科学専攻

博士前期課程	
基礎科目	
人間科学特論Ⅰ	2
人間科学特論Ⅱ	2
人間科学研究法特論	2
展開科目	
教育哲学特論	2
教育方法学特論	2
教育社会学特論	2
比較教育学特論	2
教育行政学特論	2
幼児教育学特論	2
保育実践特論	2
障害児教育学特論	2
生涯学習特論	2
カリキュラム・マネジメント特論	2
社会科教育学特論	2
音楽科教育学特論	2
家庭科教育学特論	2
日本文学特論	2
地理学特論	2
物理学特論	2
化学特論	2
生物学特論	2
美術学特論	2
保育内容特論	2
教授学習心理学特論	2
認知心理学特論A	2
認知心理学特論B	2
発達心理学特論	2
障害者心理学特論	2
社会心理学特論	2
産業組織心理学特論	2
消費者行動心理学特論	2
学校カウンセリング特論	2
職業カウンセリング特論	2
社会福祉学特論	2
社会福祉支援特論	2
高齢者福祉特論	2
子ども家庭福祉特論	2
児童福祉学特論	2
障害者福祉特論	2
精神医学特論	2
地域福祉実践・計画特論	2
社会保障特論	2
健康科学福祉特論	2
福祉組織マネジメント特論	2
特殊研究	
人間科学演習	4
人間科学研究科人間科学専攻	
博士後期課程	
人間科学特別講義	2
人間科学研究指導	4
人間科学研究科臨床心理学専攻	
修士課程	
(基礎科目)	
人間科学特論Ⅰ	2
人間科学特論Ⅱ	2
(展開科目)	
臨床心理学特論Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2

臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理面接特論Ⅱ	2
臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
臨床心理査定演習Ⅱ	2
臨床心理基礎実習	2
臨床心理実習ⅠA(心理実践実習)	2
臨床心理実習ⅠB(心理実践実習)	2
臨床心理実習Ⅱ	2
臨床心理実習Ⅲ(心理実践実習)	2
臨床心理実習Ⅳ(心理実践実習)	2
臨床心理実習Ⅴ(心理実践実習)	2
臨床心理学研究法特論	2
心理統計法特論	2
発達心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
認知心理学特論	2
社会心理学特論	2
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理関連行政論	2
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
老年心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
障害児者心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
投映法特論	2
グループ・アプローチ特論	2
学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2
産業臨床心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
健康心理学特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2
(特殊研究)	
臨床心理学演習	4
国際文化研究科国際文化専攻	
博士前期課程	
アジア文化専修部門	
(1) 東アジア基層文化の形成と交流	
日本文化論特殊講義A	2
日本文化論特殊講義B	2
日本文化史論特殊講義A	2
日本文化史論特殊講義B	2
東南アジア社会文化論特殊講義A	2
東南アジア社会文化論特殊講義B	2
東アジア民族社会論特殊講義A	2
東アジア民族社会論特殊講義B	2
考古学方法論特殊講義A	2
考古学方法論特殊講義B	2
日本文化論演習	4
日本文化史論演習	4
東南アジア社会文化論演習	4
東アジア民族社会論演習	4
考古学方法論演習	4
(2) 近現代アジアの社会と文化	
日本近世近代社会論特殊講義A	2
日本近世近代社会論特殊講義B	2
中国民族文化論特殊講義A	2
中国民族文化論特殊講義B	2
中国近現代文化論特殊講義A	2
中国近現代文化論特殊講義B	2
近現代中国歴史文化論特殊講義A	2
近現代中国歴史文化論特殊講義B	2
日本近世近代社会論演習	4
中国民族文化論演習	4
中国近現代文化論演習	4
近現代中国歴史文化論演習	4

アジア社会文化論研究実習 2
 欧米文化専修部門
 (1) ヨーロッパの思想と文化
 近現代思想論特殊講義A 2
 近現代思想論特殊講義B 2
 現代哲学特殊講義A 2
 現代哲学特殊講義B 2
 ヨーロッパ・地中海文化史特殊講義A 2
 ヨーロッパ・地中海文化史特殊講義B 2
 イタリア・地中海文化論特殊講義A 2
 イタリア・地中海文化論特殊講義B 2
 ドイツ文化論特殊講義A 2
 ドイツ文化論特殊講義B 2
 古代・中世キリスト教文化論特殊講義A 2
 古代・中世キリスト教文化論特殊講義B 2
 美学・芸術学特殊講義A 2
 美学・芸術学特殊講義B 2
 表象文化論特殊講義A 2
 表象文化論特殊講義B 2
 表象メディア論特殊講義A 2
 表象メディア論特殊講義B 2
 造形文化論特殊講義A 2
 造形文化論特殊講義B 2
 近現代思想論演習 4
 イタリア・地中海文化論演習 4
 ドイツ文化論演習 4
 古代・中世キリスト教文化論演習 4
 美学・芸術学演習 4
 表象文化論演習 4
 表象メディア論演習 4
 (2) 現代アメリカの社会と文化
 近代アメリカ論特殊講義A 2
 近代アメリカ論特殊講義B 2
 アメリカ社会文化論特殊講義A 2

アメリカ社会文化論特殊講義B 2
 文化人類学方法論特殊講義A 2
 文化人類学方法論特殊講義B 2
 キリスト教思想論特殊講義A 2
 キリスト教思想論特殊講義B 2
 近代アメリカ論演習 4
 アメリカ社会文化論演習 4
 文化人類学方法論演習 4
 キリスト教思想論演習 4
 欧米社会文化論研究実習 2
 国際文化研究科国際文化専攻
 博士後期課程
 部門共通
 国際文化特別講義 2
 アジア文化専修部門
 日本文化論研究指導 4
 東南アジア社会文化論研究指導 4
 東アジア民族社会論研究指導 4
 日本近世近代社会論研究指導 4
 中国民族文化論研究指導 4
 中国近現代文化論研究指導 4
 考古学方法論研究指導 4
 欧米文化専修部門
 近現代思想論研究指導 4
 表象文化論研究指導 4
 キリスト教思想論研究指導 4
 表象メディア論研究指導 4
 古代・中世キリスト教文化論研究指導 4
 美学・芸術学研究指導 4
 大学院共通科目
 博士前期課程
 応用日本語研究Ⅰ 2
 応用日本語研究Ⅱ 2

別表第2 (大学院学則第34条)

	課程	年次	年額	納入額	
				前期	後期
授業料	博士前期課程 又は修士課程	1年次	576,000円	288,000円	288,000円
		2年次	576,000円	288,000円	288,000円
	博士後期課程	1年次	576,000円	288,000円	288,000円
		2年次	576,000円	288,000円	288,000円
		3年次	576,000円	288,000円	288,000円
施設費	博士前期課程 又は修士課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
	博士後期課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
		3年次	130,000円	65,000円	65,000円

別表第2の2（大学院学則第34条・長期履修学生関係）

	課程	年次	年額	納入額	
				前期	後期
授業料	博士前期課程	1年次	384,000円	192,000円	192,000円
		2年次	384,000円	192,000円	192,000円
		3年次	384,000円	192,000円	192,000円
施設費	博士前期課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
		3年次	130,000円	65,000円	65,000円

別表第3（大学院学則第34条の2）

	学期	学年
在籍基本料	60,000円	120,000円

別表第4（大学院学則第34条の3）

1単位の授業料	40,000円
学期上限額	288,000円
学年上限額	576,000円